

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
1	2 37	第1章 第3章	3. 3.	(2) (2)	ウ. イ.	(イ) (ア)			全体事業の基本方針 設計業務範囲	別添資料17 青果卸売場について空調機が不要の仕様になっています。全体事業の基本方針にて「コールドチェーン化」が謳われていますが守らなくてよいのでしょうか。	市場事業者が個別に必要なに応じてコールドチェーン化を実現できる計画であり、基本方針に沿った計画と考えています。
2	4	第1章	4.	(2)	エ.	(ア)	a.	(f)	施工業務	DX対応工事の具体的内容とは何か。ご教示ください。	車両入退場管理や市場関係者等情報管理システム等、市場運営の省力化に繋がる工事を想定しています。
3	4	第1章	4.	(2)	カ.				移転業務	設備・備品の移転業務については、提案内容や設計後の状況によって大幅に変更になることが想定され、不確定要素が大きいことから別途契約をして頂ければ幸いです。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
4	5	第1章	4.	(2)	ク.	(ア)			その他の業務	(ア) 補助金申請に伴う手続き等とあるが、こういった補助金内容でどのような作業を想定すればよいかご教授願います。	毎年度末の出来高のうち補助対象部分について補助金申請に伴う手続き等を想定しています。
5	5	第1章	4.	(2)	ク.	(ア)			その他の業務	「補助金申請に伴う手続き等」とありますが、具体的にはどのような補助金でしょうか。また、受注者名で申請を行う手続きでしょうか	農林水産省の「強い農業づくり総合支援交付金」を想定しています。申請者は県となります。
6	5	第1章	4.	(2)	ク.	(イ)			その他の業務	(イ) 調査とあるが、解体業務における既存調査と考えてよろしいでしょうか？	本事業に関連して必要となる調査を想定しています。
7	5	第1章	4.	(2)	ク.	(イ)			その他の業務	「調査」とありますが、どのような調査を対象とされていますか	本事業に関連して必要となる調査を想定しています。
8	5	第1章	4.	(3)					別途事業	「別途事業は、本事業用地にて行われる本事業以外の関連事業をいう。」とありますが、要求水準書において、別途事業と関連事業の用語が別々に使用されており、違う意味と思い読んでしまいましたが、結局同じことを意味しているのではないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	第1章	4.	(4)					本事業のスケジュール	新市場の開業とはどの状態を示しているのか。ご教示ください。	青果大屋根の一部建設を除いた新市場棟の竣工・引き渡し後、新市場棟機能において、市場事業者が営業開始した状態です。
10	5	第1章	4.	(4)					本事業のスケジュール	市場エリアの完成とはどの状態を示しているのか。ご教示ください。	本事業のすべての業務を完了した状態です。
11	6	第1章	5.	(1)					遵守すべき法令等	健康増進法が記載されていますが、関係する条項を教えてください。	受動喫煙防止を想定しています。
12	10	第1章	7.	(1)					契約書類の構成と優先順位	「(1) 事業契約書・覚書」とありますが、覚書について、締結する時期や内容について、具体的に教えてください。また、実施方針p2では、基本協定の締結が記載されていますが、基本協定は、契約書類には含まれないと理解してよいですか	前段については、覚書は基本協定書の誤りであり、入札公告時に示す要求水準書では修正します。後段については、ご理解のとおりです。
13	10	第1章	7.	(4)					契約書類の構成と優先順位	入札提案書を上位にできませんでしょうか。	優先順位を変更することはできません。ただし、入札提案書の取扱いについては、但し書きにあるとおりです。
14	10	第1章	8. 10.						建物の契約不適合責任 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	契約不適合責任や物価変動に関する扱いについて事業契約書に定めるところによるとされていますが、事業契約書の当該規定は四会連合協定及び民間（七会）連合協定約款と同様の内容ということによろしいのでしょうか。	事業契約書（案）を入札公告時に提示します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
15	10	第1章	10.						賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	事業契約書を早めに関示いただけないでしょうか。	事業契約書（案）を入札公告時に提示します。
16	10	第1章	10.						賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	賃金又は物価の変動に関する取扱いについては、基準日については債務負担行為等事業額を算定した時点でのものとして頂きたい。また、変動した場合は事業規模が大きいことから一切の足切りは行わないことを前提として頂きたい。加えて、変動額の算定に至っては民間指標や見積もりを根拠にできることとしていただきたい。最後に、この物価変動リスクについては事業参画の大きな判断になることから、事業者にはリスクを負わせることが一切ないことを前提として頂けなければ本事業の参画はできないと思料します。	個別の事象によって協議を想定しています。
17	12	第1章	12.						用語の定義	用語の定義と、4. 事業の構成及び概要で記載されている全体事業、本事業、別途事業は同一の説明にして頂く方が分かりやすいと思います。	要求水準書（案）のとおりとします。
18	12	第1章	12.	(13)					個別業務	個別業務とは、「本事業を構成する業務のうち、統括管理業務を除く施設整備の設計施工業務等のことをいう」とありますが、P3に記載の設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達・処分業務、その他の業務と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	14	第2章	1.						事業用地の概要	市場の機能を維持しながらの工事の為、インフラに影響がでないように埋設物の現状把握が重要となります。提示された図面以外に、現状把握できるような断片的な資料でもあれば、参考になります。資料に基づいて計画をさせて頂きますが、リスクが大きいと考えますので、既存埋設説明会や地中の確認の機会があればありがたいです。 想定外の事案が発生した場合は県のリスクとして協議頂けますでしょうか。	前段については、提供している図面等を参考としてください。なお、既存ガス配管図を入札公告時に示す参考資料6に追加します。後段については、既存埋設説明会や地中の確認の機会は設けず、想定外の事案が発生した場合、個別の事象によって協議を想定しています。
20	14	第2章	1.	(2)					供給処理施設の概要	エネルギー利用に際して想定されているのは、エリア全体でのエネルギーマネジメントでしょうか？ それとも建物ごとのエネルギー供給でしょうか？	マネジメントシステムは建物ごとを想定していますが、建物内の計量は細分化する必要があります。
21	15	第2章	1.	(3)	イ.				埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財のトレンチ調査における掘削深さの想定をお教ください。	トレンチ調査及び本調査の掘削深さは担当部局が決定します。双方の掘削深さは標高4.4mとしてください。なお、過年度に実施した北側用地におけるトレンチ調査での遺構面の標高を入札公告時に示す別添資料5に追加します。
22	15	第2章	1.	(3)	イ.				埋蔵文化財発掘調査	トレンチ調査及び本調査(別途事業)の終了後対象範囲のうち建設箇所となる範囲において地盤改良を行う際に協議は不要との認識でよろしいでしょうか。	トレンチ調査及び本調査の結果により、担当部局が判断します。
23	15	第2章	1.	(3)	イ.				埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財事前準備工事についても、県が想定する本事業費が明らかに不足している状態であることから、別事業として頂くことを要望いたします。別途事業としていただきたい。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
24	15	第2章	1.	(3)	イ.	(ア)			埋蔵文化財発掘調査	工事内容にて「2. 表層アスファルト、採石改良材の撤去」とあるが、処分費は県（別途事業）と考えてよろしいでしょうか。また、改良層の深度をご教示ください。	処分は本事業で実施してください。また、改良層の深度は参考資料2図01～5のとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
25	15	第2章	1.	(3)	イ.	(ア) (カ)			埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財発掘調査におけるトレンチ調査は、3,600㎡を見込むとありますが、積算するうえで想定として幅何メートル、何か所ぐらいを見込めばよろしいでしょうか。また、埋戻しは受注者の工事区分となっておりますが、掘削土はトレンチ調査横に仮置きされてると考えて宜しいでしょうか。合わせて、想定される掘削深さをご教示下さい。	前段については、トレンチ調査の幅、箇所数及び掘削深さは、担当部局が決定します。なお、一般的なトレンチ調査の幅は4m程度です。中段については、お見込みのとおりです。後段については、トレンチ調査の掘削深さは標高4.4mとしてください。なお、過年度に実施した北側用地におけるトレンチ調査での遺構面の標高を入札公告時に示す別添資料5に追加します。担当部局との協議により数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
26	15	第2章	1.	(3)	イ.	(イ) (カ)			埋蔵文化財発掘調査	「現市場敷地のトレンチ調査は、再整備後(賑わいエリアを含む)の建物の棟ごとに建築面積の10%程度必要となる想定をしている」、「埋蔵文化財事前準備工事(撤去復旧)の範囲を、トレンチ調査は3,600㎡、本調査は10,800㎡を工事費に見込むこと」とありますが、上記の想定面積は市場エリアと賑わいエリアを合わせた面積と考えてよいですか。また、建物の棟ごとに建築面積の10%程度必要となる想定とありますが、実際のトレンチ調査も各棟ごとに行う必要があるのでしょうか。また「トレンチ調査は令和8年の中を想定しており」とありますが、令和8年度中には、まだ事業検証段階の賑わいエリアのトレンチ調査の位置、面積はどのように決めるのでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。中段について、トレンチ調査の場所は各棟ごとに行うものではなく、担当部局との協議により決定します。後段については、事業検証段階の賑わいエリアの計画によらず、担当部局との協議により、既存建築物が無い場所でトレンチ調査が可能です。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
27	16	第2章	1.	(3)	イ.	(カ)			埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財発掘調査の本調査も10800㎡見込むとなっておりますが、本調査はトレンチ調査の結果を受けて時期、場所、㎡数等の詳細が決まる為想定ができません。本調査は別途事業として頂けないでしょうか。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。なお、本調査の所掌区分はトレンチ調査と同じですので、本調査を入札公告時に示す要求水準書の所掌区分に追記します。担当部局との協議により数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
28	16	第2章	1.	(3)	イ.	(カ)			埋蔵文化財発掘調査	(カ) 現市場敷地のトレンチ調査における埋蔵文化財事前準備工事(撤去復旧)の範囲として、3600㎡を工事費に見込むこと。併せて、本事業用地の本調査における埋蔵文化財事前準備工事(撤去復旧)の範囲として、10800㎡を工事費に見込むこと。とありますが、現市場敷地の3600m2は10800m2に含むと考えてよろしいでしょうか。	3600㎡は10800㎡に含みません。現市場敷地の本調査の詳細については、トレンチ調査の結果を受けて決定します。担当部局との協議により数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
29	16	第2章	1.	(3)	イ.	(カ)			埋蔵文化財発掘調査	(カ) トレンチ調査及び本調査に於ける仮囲い範囲をご教示下さい。(仮囲い長さの判るもの)	トレンチ調査及び本調査の仮囲い等の規模並びに期間は、担当部局が決定します。
30	16	第2章	1.	(3)	イ.	(キ)			埋蔵文化財発掘調査	「仮囲い等の範囲は掘削土の仮置場、資材置場等を含めた範囲とすること」との記載がありますが、トレンチ調査や本調査の掘削の深さ(≒土量)によって掘削土の土仮置場の想定範囲が変わってきます。掘削の深さ(≒土量)のご提示をお願いいたします。	トレンチ調査及び本調査の掘削深さは担当部局が決定します。双方の掘削深さは標高4.4mとしてください。なお、過年度に実施した北側用地におけるトレンチ調査での遺構面の標高を入札公告時に示す別添資料5に追加します。
31	16	第2章	1.	(3)	イ.	(キ)			埋蔵文化財発掘調査	(キ) トレンチ調査及び本調査の仮囲い等の範囲は、掘削土の仮置場、資材置場等を含めた範囲とすること。とありますが本調査が施工区分外ですので事業者では想定が出来かねます。設置数量(m)と期間をご教示ください。	トレンチ調査及び本調査の仮囲い等の規模並びに期間は、担当部局が決定します。
32	16	第2章	1.	(3)	イ.	(キ)			埋蔵文化財発掘調査	(キ) 掘削土の仮置場、資材置場の場所をご教示下さい。(掘削土運搬距離の判るもの)	仮囲いの範囲内を想定しています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
33	16	第2章	1.	(3)	ウ.				土壌汚染	別添資料6-1 1頁 1. 1-2 業務の目的について、土壌汚染調査より汚染が確認されなかったとありますので、ボーリング調査時や基礎施工時においても汚染土の拡散に配慮した対策工法等は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	16	第2章	1.	(3)	ウ.				土壌汚染	本文中で「土壌汚染は確認されなかった」とありますが、この報告書をもって土壌汚染対策は不要と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
35	16	第2章	1.	(3)	ウ.				土壌汚染	令和2年度に土地利用履歴調査を実施し、令和3年度の土壌汚染調査結果で土壌汚染は確認されなかったとのことですが、受注後に事業者負担での土壌汚染調査は不要と考えてよろしいですか。また、新たに土壌汚染調査が必要で調査結果により土壌汚染が確認された場合は、工程や処分費用等について別途協議していただけると考えてよろしいですか。	前段・後段ともに、お見込みのとおりです。なお、新たに土壌汚染調査及び対策は不要の想定です。
36	16	第2章	1.	(3)	ウ.				土壌汚染	土壌汚染が確認された場合は、調査、対策及び処分費は別途として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、新たに土壌汚染調査及び対策は不要の想定です。
37	17	第2章	1.	(3)	エ.				地中障害物等	想定できない地中障害物の撤去処分費としてコンクリート撤去1550㎡とありますが、数量の根拠をご教授願います。	鉄筋コンクリート構造物 深さG L－0. 5m×面積合計 3 1 0 0 ㎡＝1 5 5 0 ㎡ ³ （立米）を想定しています。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
38	17	第2章	1.	(3)	エ.				地中障害物等	コンクリート撤去1,550m2を見込むとのことご指示がありますが、いわゆる撤去処分費のみで宜しいでしょうか。撤去深さとして新施設の掘削深さまでの想定とし、既存図面等はない杭や山留材等の撤去が必要となった場合には工程や費用の見直しを別途協議していただけると考えてよろしいですか。	既存図面等には記載はありませんが、鉄筋コンクリート構造物の撤去処分費を見込んでいます。それ以外の山留材等の撤去が必要となった場合は、別途協議とします。なお、コンクリート撤去は1 5 5 0 ㎡ ³ （立米）です。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
39	17	第2章	1.	(3)	エ.				地中障害物等	想定できない地中障害物の撤去処分費として、コンクリート撤去1 5 5 0 ㎡を見込むこととしているが、県が想定する本事業費が明らかに不足している状態であることから、別事業として頂くことを要望いたします。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
40	17	第2章	1.	(3)	エ.				地中障害物等	コンクリート撤去1550m3を見込むこととの記載されているが、具体的に数量を記載されておりますので、もし現時点で判明しているのであれば対象範囲(面積)及び深度等を御指示願います。	鉄筋コンクリート構造物 深さG L－0. 5m×面積合計 3 1 0 0 ㎡＝1 5 5 0 ㎡ ³ （立米）を想定しています。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
41	17	第2章	1.	(3)	オ.				送電線への安全措置	「別添資料7」にて送電線との離隔距離のイメージが示されていますが、「別添資料2イメージ図」の断面イメージでは底を支える部材が市場棟屋上まで伸びているように見受けられます。これは離隔距離は確保できているということでしょうか。	イメージ図のため、離隔距離の確保まで想定していません。離隔距離が確保できる計画としてください。
42	17	第2章	1.	(3)	カ.				電波障害	「電波障害対策について必要な調査及び対策を行うこと。また、高層建築物の建設に伴う電波伝搬障害について、電波法に基づいて適切な措置を講じること。」とありますが、想定される範囲が不明です。机上調査結果があれば想定いたしますが、机上調査前であれば、別途精算対象としていただけないでしょうか。	電波障害対策について、新施設の机上調査のみを本事業内で実施する方向で検討します。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。また、机上調査の結果、新施設の実地調査及び対策が必要となった場合、個別の事象によって協議を想定しています。なお、新施設の建設工事のための仮設物（クレーンなど）による電波障害が発生した場合の対策は本事業で実施してください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
43	17	第2章	1.	(3)	カ.				電波障害	県で想定されている電波障害対策について、必要な調査及び対策の内容と費用について開示していただくことを要望します。なお、県が想定する本事業費が明らかに不足している状態であることから、別事業として頂くことを要望いたします。	電波障害対策について、新施設の机上調査のみを本事業内で実施する方向で検討します。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。また、机上調査の結果、新施設の実地調査及び対策が必要となった場合、個別の事象によって協議を想定しています。なお、新施設の建設工事のための仮設物（クレーンなど）による電波障害が発生した場合の対策は本事業で実施してください。
44	17	第2章	1.	(3)	キ.	(ア)			工事条件	(ア) 駐車場を1,200台以上を確保とありますが、普通乗用車の大きさで考えたらよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	17	第2章	1.	(3)	キ.	(ア)			工事中のローリング計画及び工事条件	事業費削減や工期短縮の観点から、1,200台の駐車場は確保しつつ、2階駐車場は使用できない状況が一時的に発生しても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	17	第2章	1.	(3)	キ.	(イ)			工事中のローリング計画及び工事条件	(イ) 原則、国道25号から直接入退場できないようにするとのご指示がありますが、別添資料8のステップ図には【左折IN・左折OUT】と当該出入口に記載されております。工事関係車両は、国道25号線から1号進入路を通行し、北側用地や現市場敷地に入退場してもよいと考えてよろしいですか。	工事中における工事関係車両のみの出入口（1号進入路利用も含む）を国道25号に設置することは、交通誘導員の配置や利用台数等具体的な計画提示を前提とし、奈良国道事務所及び警察との協議により可能となる見込みです。
47	17	第2章	1.	(3)	キ.	(イ)			工事中のローリング計画及び工事条件	所轄警察署及び道路管理者との協議は施工者で行うものと考えますが宜しいでしょうか。ご指示下さい。	お見込みのとおりです。なお、協議内容については、事前に県と協議してください。
48	18	第2章	1.	(3)	キ.	(オ)			工事中のローリング計画及び工事条件	『なお、国道25号からの入退場は、所轄警察署及び道路管理者との協議により可能とならない限り、不可とする。』となっていますが、 参考資料7 道路計画説明図においては、1号進入路から国道25号への工事車両の左折入退場はOKとなっています。 別添資料12関係者協議概要NO.38、40においては、工事中における工事関係車両のみの出入口（1号進入路利用を含む。）を国道25号に設置することは、交通誘導員の配置や利用台数等具体的な計画（左折イン、左折アウト等）を前提とし、協議により可能となる見込みとなっています。 工事車両の1号進入路等からの左折イン、左折アウトは、所轄警察署及び道路管理者との協議により可能となった場合は、可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	18	第2章	1.	(3)	ク.				周辺交通への配慮	県で想定されている交通処理計画について、必要な調査及び対策の内容と費用について開示していただくことを要望します。また、県が想定する本事業費が明らかに不足している状態であることから、賑わい事業の一部として実施して頂くことを要望いたします。	本事業で想定している交通処理計画は、別添資料12のNo.38及び40のとおり、工事車両が国道25号において左折イン左折アウトで出入りすることについてであり、調査は不要です。なお、賑わいエリアに係る交通対策は本事業に含みません。
50	18	第2章	2.	(1)					基本事項	要求水準書に記載のない別途事業が発生した場合には、合理的な増加費用は負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
51	18	第2章	2.	(1)	ア.				基本事項	「ア. 本事業と並行して実施予定の別途事業を(2)～(9)に示す」と記載されていますが、「(2)～(8)」でないでしょうか	お見込みのとおりです。入札公告時に示す要求水準書では修正します。
52	18～21	第2章	2.	(1)	ア.				基本事項	「別途事業を(2)～(9)に示す。」とありますが、項目に(9)の記載がないです。(9)はありますでしょうか。 (2) 水産物部冷蔵庫整備 (3) 北側用地暫定整備工事 (4) 埋蔵文化財発掘調査 (5) 賑わいエリア整備事業 (6) 太陽光発電設備設置工事 (7) 市場関係者が発注するB工事及びC工事 (8) 県が発注するB工事及びC工事	(9)はありません。入札公告時に示す要求水準書では修正します。
53	19	第2章	2.	(2)	イ.	(ア)	a.		整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。）	別途敷地を設定することとありますが、敷地の分筆が必要と考えますが、分筆業務も本工事に含むのでしょうか？	一部地として建築基準法上の敷地設定することを想定しているため、分筆は不要です。
54	19	第2章	2.	(2)	イ.	(ア)	c.		整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。）	「現時点での敷地設定は既存施設の立地範囲と重なっているが、既存施設の解体は、水産物部冷蔵庫の敷地面積決定後に行うこと。」とありますが、どういったことか詳細にご教示をお願いします。	別添資料8において、水産物部冷蔵庫用地確保のために既存卸売市場棟の一部を解体する範囲を示していますが、実際の解体範囲は別途事業である水産物部冷蔵庫の計画と整合を図る必要があります。したがって、既存卸売市場棟の解体範囲の決定は、水産物部冷蔵庫計画および水産物部冷蔵庫敷地の確定後となる旨を記載しています。
55	19	第2章	2.	(2)	イ.	(ア)	c.		整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。）	別添資料10水産物部冷蔵庫早期着工における解体範囲等に表示されている範囲通りに解体を行えば、既存卸売市場棟の構造上問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	既存卸売市場棟の解体範囲決定とあわせて、既存卸売市場棟の構造上の安全性についても、受注者の責任において確認を行ってください。
56	19	第2章	2.	(2)	イ.	(イ)			道路整備	水産物部冷蔵庫整備用地について、「建築基準法上の接道条件を～建築基準法上の道路（位置指定道路）を整備すること」とありますが、位置指定道路は新市場開業までに整備すればよく、当該用地での水産物部冷蔵庫工事期間中や新市場開業までの稼働期間中については、場内動線と同様幅員8m以上の接道（仮設道路）を確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。	水産物部冷蔵庫の建築確認申請時には建築基準法上の道路の指定がなされ、当該施設の接道となるよう計画してください。
57	19	第2章	2.	(2)	イ.	(ウ)			インフラ整備	水産物部冷蔵庫の運営等に必要となるインフラについて当該敷地境界まで整備することとありますが、想定されている詳細内容をお示し下さい。また、事業費が想定以上に膨れてることから、水産物部冷蔵庫工事で費用をみて頂くことを希望します。	前段については、別添資料24のとおりです。後段については、現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
58	19	第2章	2.	(2)	イ.	(ウ)			インフラ整備	「水産物部冷蔵庫の運営等に必要となるインフラ（ガス、給排水等）について、当該敷地境界まで整備すること。」とありますが、本工事において整備される道路から供給するイメージでよろしいでしょうか。	別添資料24のとおりとしてください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
59	19	第2章	2.	(2)	イ.	(ウ)			インフラ整備	県で想定されている冷蔵庫整備のインフラ関係工事について、冷蔵庫の計画に不確定な要素があり費用算出が困難なため必要な工事内容と費用について開示していただくことを要望します。また、県が想定する本事業費が明らかに不足している状態であることから、別途の事業として実施して頂くことを要望いたします。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
60	19	第2章	2.	(3)	ア.				別途事業の内容	別添資料11. 北側用地暫定整備工事概要で工事概要に市場敷地北側水路の改修とありますが、北側水路は全て暗渠で上部を大型車両が通行できる仕様になるのでしょうか。	市場エリアから北側用地にアクセスする動線上に必要な箇所は暗渠とし、当該箇所は大型車両の通行を想定しています。
61	19	第2章	2.	(3)	ア.				別途事業の内容	別添資料11. 北側用地暫定整備工事概要で工事概要に市場敷地北側水路の改修とありますが、北側水路が全面暗渠とならない場合、受注者の提案内容によっては、協議の上、暗渠部分等を調整いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
62	19	第2章	2.	(3)	ア.	(ア)			別途事業の内容	令和9年7月頃の一部供用1.5haとありますが、想定されている範囲があれば、ご教示ください。特段の想定がない場合、事業者の提案内容に合わせて協議・検討していただけたらと考えてもよろしいでしょうか。使える場所、使えない場所を示していただかないことには、仮駐車場や現場事務所としての使用を想定することも困難な状況です。今後の検討の中での暫定想定（北側用地内の北西側なのか南西側なのか、北東側なのか南東側なのか等）でもよいので、どのあたりを想定しているかをご教授ください。	現時点では、北側用地の東側を想定しています。
63	19	第2章	2.	(3)	ア.	(ア)			北側用地暫定整備工事	令和9年7月に一部供用予定となっておりますが、どちらの範囲（西側、東側）を想定されてますでしょうか。事業者としては西側エリアが希望です。	現時点では、北側用地の東側を想定しています。
64	20	第2章	2.	(5)	イ.	(ウ)			本事業の業務範囲	「(ウ)令和14年末日迄に県へ引き渡すこと」とありますが、令和14年12月末日迄と解釈してよろしいですか。また、上記の引渡しには、東側水路改修工事及び排水機場改修工事、排水機場以南の位置指定道路工事も含みますか。それとも、令和15年度内の市場エリア引渡しでもよろしいですか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、当該敷地の接道条件として、引き渡し時において、本事業で築造する建築基準法上の道路（建築基準法第42条第1項第5号）幅員12m以上に10m以上接していることとしています。
65	20	第2章	2.	(5)	イ.	(オ)			本事業の業務範囲	賑わいエリアにおけるトレンチ調査に伴う埋蔵文化財事準備工事の範囲は、賑わいエリア計画建物の建築面積の10％程度と想定して宜しいでしょうか。ご指示下さい。	賑わいエリアのトレンチ調査は、現市場敷地のトレンチ調査対象範囲3600㎡に含まれています。
66	20	第2章	2.	(5)	イ.	(オ)			本事業の業務範囲	県で想定されている賑わいエリアにおけるトレンチ調査について、必要な工事内容と費用について開示していただくことを要望します。また、県が想定する本事業費が明らかに不足している状態であることから、別途の事業として実施して頂くことを要望いたします。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
67	21	第2章	2.	(7)					市場関係者が発注するB工事及びC工事	別途工事に関して、市場関係者からの要求により事業者に合理的な増加費用が生じた場合には、県が負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
68	21	第2章	2.	(7)	ア.				別途事業の内容	「当該工事をB工事で実施する際に必要となる費用等」とありますが、具体的に想定されている工事があれば、ご教授ください。特に想定されていない場合は、本工事に見込まないとしてよろしいでしょうか。	新施設整備後に市場関係者が発注する、新施設の内装及び設備設置工事並びに既存施設の内装及び設備撤去工事等を想定しています。本事業で実施する必要はないですが、B工事で実施する際に必要となる費用等について市場関係者に提示する等の協力をお願いします。
69	21	第2章	2.	(7)	ア.				別途事業の内容	別途事業の内容として「新施設整備後に市場関係者が発注する、新施設の内装及び設備設置工事並びに既存施設の内装及び設備撤去工事等。」と記載されています。一方、なお書きで「当該工事をB工事で実施する際」と記載がありますが、この「当該工事」は何を指しているのでしょうか。「新施設の内装及び設備設置工事並びに既存施設の内装及び設備撤去工事等」＝「B工事及びC工事の内容」だと考えておりますので、文章の意図する内容が読み取れません。 B工事及びC工事は市場関係者が別途事業として行うため、応札者は本事業の事業費には含めず、受注後に必要となる費用等を新施設の設計業務時に、参考までに市場関係者に提示するという認識でよろしいでしょうか。	前段について、当該工事は新施設整備後に市場関係者が発注する、新施設の内装及び設備設置工事並びに既存施設の内装及び設備撤去工事等を示します。後段については、お見込みのとおりです。
70	21	第2章	2.	(7)	ア.				別途事業の内容	「(7) 市場関係者が発注するB工事及びC工事」が別途工事とされ、既存施設の内装及び設備撤去工事等として示されていますが、市場関係者の発注遅れや当該工事遅延に起因して、本事業の全体工程が遅延することになった場合等のリスクは受注者の責にはならないと考えてよろしいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。
71	21	第2章	2.	(8)					県が発注するB工事及びC工事	別途工事に関して、県からの要求により事業者に合理的な増加費用が生じた場合には、県が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。
72	21	第2章	3.	(2)					建築基準法	「本事業の整備施設及び青果仲卸冷蔵庫について、用途上不可分な建築物として扱うためには、運用上不可分な関係にあることを具体的に説明する必要がある。」とありますが、運用上に関わることとなりますので、詳細イメージはご教授いただけるものとしてよろしいでしょうか。 また、この項目で記載されている具体的な内容等があれば、ご教授ください。	具体的に想定している内容はありません。入札公告時に示す要求水準書では削除します。
73	21	第2章	3.	(2)					建築基準法	「本事業の整備施設及び青果仲卸冷蔵庫について、用途上不可分な建築物として扱うためには、運用上不可分な関係にあることを具体的に説明する必要がある。」とのことですが、”不可分”の説明とは何を説明しないといけないか、例えば、既存施設と同様であれば問題ないと考えますが、その説明では不十分なのかお教えてください。	具体的に想定している内容はありません。入札公告時に示す要求水準書では削除します。
74	21	第2章	3.	(3)					開発許可手続き	開発不要とのことですが、にぎわい施設は都市施設ではないと思われますが開発不要でしょうか？	別添資料12に記載のとおり、現時点では、賑わい施設は都市計画法第29条第1項第3号 令第21条第23号の「市場の用に供する施設」に該当するものを想定していますので、開発許可は不要と考えています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
75	21	第2章	3.	(3)					開発許認可手続き	建設当時は開発許可の対象となっていなかったが、今回も、市場の機能については開発不要の見込みで考えられるが、万が一、開発許可が必要となった場合を想定して、現在の水路が開発許可の技術基準に適合するように、水路の改修をお考えでしょうか。	開発許可に該当する行為は想定していませんが、要求水準書（案）のとおり、開発許可基準に適合するように水路改修を行うことを想定しています。
76	21	第2章	3.	(3)					開発許認可手続き	「都市計画法第29条に定める開発許可の可否については、県建築安全課との協議において「本事業の整備施設が都市計画法第29条第1項第3号に該当する施設である場合は不要」との回答を得ている。なお、設計時における開発（建築）行為事前協議書の提出を経て、本施設の該当有無について確定する。」との記載があります。現時点で、当該事業の申請者は、どの様に考えられているでしょうか。（県（地方公共団体）、中央卸売市場協会、PFI事業者など）また、各種手続き上のメリットを踏まえて、検討の余地はございますでしょうか。	申請者は協議により決定しますが、県を想定しています。なお、代理人としての申請業務は、本事業で実施してください。
77	22	第2章	3.	(4)					浸水対策等	浸水対策として、雨水貯留浸透施設は不要と判断してよろしいでしょうか。地元協議による新たな浸水対策については県のリスクと考えて宜しいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。
78	22	第2章	3.	(4)					浸水対策等	「一定規模以上の開発行為等を行う場合は、雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられている。本市場開場時の協議結果として、雨水貯留浸透施設は不要と判断されたと類推され、本事業においても同様に判断される可能性がある。しかし、下流域に浸水常襲地域が存在することや近年の集中豪雨の発生等により、周辺自治会等から市場周辺水路等の改修による新たな浸水対策を要望される可能性がある。」と記載ですが、今回の提案として浸水対策を行う前提とするのか否かをお教えてください。また、令和3年以降の新法（特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為）に関して奈良県河川整備課との協議経過があればお教えてください。また現況の地目は宅地でしょうか。	前段については、現時点で現市場敷地での浸水対策は想定していません。中段については、別添資料12のとおりです。後段については、お見込みのとおりです。
79	22	第2章	3.	(4)					浸水対策等	「周辺自治体等から市場周辺水路等の改修による新たな浸水対策を要望される可能性がある。」とありますが、要望された時点で金額及び工期の協議ができるものと考えてよろしいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。
80	23	第3章	1.	(2)	イ.				基本的事項	「また、要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の性能及び機能を発揮するため当然必要と思われるものについて は、受注者の責任において補完すること。」とされていますが、建設会社として通常要求される知見に基づいて、客観的に「当然必要」と考える仕様や機器になっていることを要求するものであり、発注者様側（実際に市場で働かれる市場関係者を含む）が主観的に「当然必要」と考えるようなものは含まれないという理解でよろしいでしょうか？ 一般的な卸売市場で通常設けられている仕様・機器ではなく、市場関係者の方が利便性のために特別に要望される仕様・機器などについて、受注者側で補完することは困難ですので、補完の対象外としていただきますようお願いいたします。	個別の事象によって協議を想定しています。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
81	23	第3章	1.	(2)	オ.				基本的事項	県で想定されている各利害関係者との協議の主体はあくまで開設者である県が行い、受注者はあくまで議事録作成などのサポートする立場で業務遂行する認識で良いでしょうか。なお、協議の主体を受注者とする予定でしたら、それらの内容、人員数、及び費用について開示していただくことを要望します。	前段については、基本的に協議主体は受注者であり、県は同席を想定していますが、協議内容により県が主体となる場合もあります。後段については、必要な人員数及び費用は受注者において見込んでください。
82	23	第3章	1.	(2)	カ.				基本的事項	市場関係者と受注者が直接協議を行い各種判断を行うことは、受注者に運営業務が含まれていないことから判断する裁量はほとんどありません。よって、市場関係者にとってストレスが溜まることから、望まない進め方だと思料します。よって、他市場の整備も踏まえて、あくまでも事業主体である開設者が市場関係者との協議の主体となり、事業を推進しなければならないものであり、そのような事業として基本的事項の修正を要望いたします。	基本的に協議主体は受注者であり、県は同席を想定していますが、協議内容により県が主体となる場合もあります。
83	24	第3章	1.	(4)	ウ.				業務体制図のイメージ	CMr（コンストラクトマネージャー）の県との役割分担、本事業への関わりをご教示下さい。	県の行う意思決定並びにモニタリングの実施等における技術的支援を想定しています。
84	24	第3章	1.	(4)	ウ.				ウ.業務体制図のイメージ	建築は監理技術者の配置は必須だが、土木は監理技術者の配置は必須ではなく担当技術者の配置でよいという理解でよろしいでしょうか。	受注者のグループ構成及び関係法令に基づき技術者を配置してください。
85	26	第3章	1.	(5)					打ち合わせ・記録及び報告	出席者欄について、「その他業務責任者」と記載があるが、その他業務は、 P24の （エ）解体業務（設計・工事を含む） （オ）移転業務 （カ）備品調達・処分業務 （キ）その他業務 すべてを対象としているのか、それとも（キ）その他業務を対象としているのでしょうか。	全てを対象としています。
86	26	第3章	1.	(5)					打ち合わせ・記録及び報告	表の設計業務及び施工業務の項目について 「各種分科会各個別業務における技術関連全般の協議・確認・決定等」と記載があるが、P24の「各個別業務」 （エ）解体業務設計・工事を含む （オ）移転業務 （カ）備品調達・処分業務 （キ）その他業務 を対象としているのか また、項目に「その他の分科会」とあるが、「各種分科会」との違いは何でしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、その他の分科会は当該表に記載していないが必要に応じて開催する分科会を想定しています。
87	27	第3章	2.	(2)	ア.				統括管理	統括管理業務について、他業務とは別の独立した業務としてお考えとお見受けしますので、統括責任者配置に要する統括管理業務費についても予算措置を講じていただいていると考えてよろしいでしょうか。 また、算出の際にも他業務には含めず、独立した業務として計上すればよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、お見込みのとおりです。
88	27	第3章	2.	(2)	ア.	(イ)			統括管理	「統括管理責任者は常駐すること」との記載がありますが、近傍地の事務所に勤務し、概ね15～20分程度で訪問可能であれば、必ずしも常駐の必要はないとして、認めていただけないでしょうか。	常駐の条件を緩和する方向で検討します。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
89	27	第3章	2.	(2)	ア.	(イ)			統括管理	(イ) 統括管理責任者は常駐することとありますが【非常駐又は原則常駐】としていただけないでしょうか。限られた人的資源について、ご理解いただけたら有難いです。	常駐の条件を緩和する方向で検討します。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
90	28	第3章	2.	(2)	オ.				市場関係者との調整等の実施	「市場関係者とのコミュニケーションを密にし、可能な限り最新のニーズの把握に積極的に努めるとともに、問題発生時においては迅速かつ適切な対応を行うこと。」とされていますが、市場関係者のニーズに基づいて行った変更対応によりコストがアップした場合は、追加変更工事として請負代金の増額を認めていただけるということでしょうか？ 入札段階で市場関係者の方のニーズは想定できないため、上記の取り扱いでお願いいたします。	個別の事象によって協議を想定しています。
91	28	第3章	2.	(2)	オ.	(イ)			市場関係者との調整等の実施	開設者である県は市場関係者からの意見・要望に誠実に向き合い、問題解決にあたることは、市場の開設者としての責務ですので、県はまぎれもない当事者であり、傍観者にはなり得ないことは明らかなです。よって、あくまでも開設者である県が主体性をもって意見・要望を受けて事業を推進し、受注者がサポートする関係性で市場関係者と協議をしなくては、市場再整備事業は不可能です。つきましては、受注者に速やかな報告のうえ、その対策の検討についても、開設者である県が主体的に行うべきことであることを前提として頂きたく文面の修正を要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
92	32	第3章	3.	(1)	ウ.	(ア)			コスト管理等	「受注者は、契約締結から業務完了まで、要求水準の明確な変更がない限り提案内容を遵守し、事業契約時の事業費内訳書に記載された単価を準用し、契約金額以下となるコスト管理を実施すること。」とされていますが、物価変動につきましては、改正建設業法に基づいて時価に基づいて精算いただけますでしょうか？	事業契約書（案）を入札公告時に提示します。
93	33	第3章	3.	(1)	ウ.	(イ)			コスト管理計画 確認書の作成	各棟における事業費及び各棟の工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、理由を明確にして県に報告することと記載されているが、5%以下の場合の協議方法を御指示願います。	5%を超える状況が生じた場合の報告は発覚時毎ですが、5%以下の場合は定例会議等で報告してください。
94	33	第3章	3.	(1)	ウ.	(ウ)	b.		事業費内訳書等	「事業契約時の事業費内訳書に記載のない項目については、県と受注者で協議の上、県が承諾した金額で単価を設定する。」とされていますが、改正建設業法に基づいて、その時点の時価に基づいた金額であればご承諾いただけますでしょうか？	要求水準書（案）のとおりとします。
95	33	第3章	3.	(1)	ウ.	(ウ)	c.		事業費内訳書等	「受注者は、事業費内訳書の提出に合わせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を県に説明するものとする。」とありますが、どの程度の資料を想定されているのか	貴社にて十分に説明できると思われる資料としてください。
96	33	第3章	3.	(1)	ウ.	(ウ)	d.		事業費内訳書等	やむを得ない事由により設計変更が発生した場合、本契約内で対応し、契約変更を行わないとありますが、金額は変更内容に合わせて変更するものとの認識で良いでしょうか。	要求水準書の内容を超える範囲については、個別の事象によって協議を想定しています。入札公告時に示す要求水準書では、分かりやすい表現に修正します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
 ■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
97	33	第3章	3.	(1)	ウ.	(ウ)	d.		事業費内訳書等	「賃金又は物価の変動等により、事業費増加が予想される場合は、契約金額以下となるコスト管理を行うための提案を行うとともに、県と協議すること。」とありますが、建設費の高騰の現状を踏まえた場合、非現実的な内容だと思料いたしますので、文面の修正を要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
98	34	第3章	3.	(1)	ウ.	(カ)			コスト縮減報告書の作成	この報告書を作成する意図についてご教示ください。コスト縮減については事業者のノウハウもあるため、本報告書は、対外的には公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、本事業をPFIで実施したことによる効果を県として定量的に把握するためのものです。後段については、原則として公表はしませんが、奈良県情報公開条例に基づき開示対象とされる場合があります。
99	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	「エ. その他共通業務及び共通事項（ク）食品衛生面への配慮 b. 受注者は、工事中における食品衛生確保のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。また、これ以外に交通誘導員Aを10950人・日見込むこと。」とありますが、「人・日」は「人」の誤りでしょうか。また人数が膨大ですが、想定人数の妥当性を示す資料を提供願います。	前段については、1人が1日働いた作業量を1人・日としています。後段については、通常の工事で必要となる交通誘導員とは別に、当市場特有の理由（現地建替、運営継続）により必要となる交通誘導員を想定しています。10950人を想定していますので、見込んでください。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
100	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	(ク)b. 交通誘導員Aを10950人・日見込むこと。と記載がありますが単位が『人』ではなく、『人・日』とはどのように計上すれば良いかをご教授願います。	1人が1日働いた作業量を1人・日としています。
101	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	「交通誘導員Aを10,950人・日見込むこと」とありますが、誘導員の数量を算出された根拠を示していただけないでしょうか。（具体的にどの場所に何ポスト必要か） 工事期間中の誘導員と重なる可能性があるため、適材適所に設置することを想定するためです。	通常の工事で必要となる交通誘導員以外で当市場特有の理由（現地建替、運営継続）により必要となる交通誘導員を想定しています。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
102	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	(ク) これ以外に交通誘導員Aを10,950人・日を見込むこととありますが、工期短縮を提案した場合は人数を減じるとの理解で宜しいでしょうか。	工期短縮により増減するものではありません。なお、必要な交通誘導員を確保したうえで、数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
103	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	通常必要な措置を行うこととあり、さらにそれ以外に交通誘導員Aを10950人・日見込むこととありますが、何か特別な対策を想定されているのであればご教授願います。	通常の工事で必要となる交通誘導員以外で当市場特有の理由（現地建替、運営継続）により必要となる交通誘導員を想定しています。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
104	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	工事中の食品衛生確保のため、交通誘導員を10,950人見込むこととなっておりますが、必要ないと考えます。食品衛生確保のための特別な仮設を想定されてるようでしたらご教示下さい。	通常の工事で必要となる交通誘導員以外で当市場特有の理由（現地建替、運営継続）により必要となる交通誘導員を想定しています。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
105	35	第3章	3.	(1)	エ.	(ク)	b.		食品衛生面への配慮	工事中における食品衛生確保のために通常必要な措置(養生、交通誘導員等)を行うこと、は当然として、これ以外に交通誘導員Aを10,950人・日見込むこと、とは具体的に想定されている配置計画があるということか。もしあるようであれば目的を理解する上でも御指示願います。	通常の工事で必要となる交通誘導員以外で当市場特有の理由（現地建替、運営継続）により必要となる交通誘導員を想定しています。数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
106	36	第3章	3.	(1)	オ.	(ウ)			近隣への配慮	(ウ)に「必要な調査を事前に実施し、」とありますが、着工前の家屋調査の範囲について貴県からの指定はなく、提案に委ねると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	36	第3章	3.	(1)	オ. カ.	(オ) (キ)			近隣への配慮 賠償	「隣接する建物、道路及び公共施設に損傷を与えないように十分に留意し、万が一工事中に汚損、破損させた場合は、県に報告するとともに、受注者の負担において補修等を行うこと。」「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないように十分に注意するとともに、もし発生した場合には、受注者の責任において対応すること。」「もし、本事業に起因する次に掲げる事故が生じた場合には、受注者の責任において賠償、修繕及び弁償することとし、」とされていますが、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない損害につきましては、発注者様のご負担としていただけますでしょうか？	個別の事象によって協議を想定しています。
108	37	第3章	3.	(2)	イ.	(ア)			設計業務範囲	別添資料17 建築仕様：天井について ほとんどの諸室に天井がある仕様になっていますが、具体的な天井高さのご指示下さい。	別添資料1 8－2のとおりです。
109	40	第3章	3.	(2)	カ.	(ウ)	a.		実施設計	(ウ)実施設計で作成する「内訳明細書」について、内容的には【官積算】となるのでしょうか。又は、工事費内訳書との認識で宜しいでしょうか。	官積算ではありません。実施設計図書に基づく数量積算を行い、公共建築工事内訳書標準書式に準拠した工事費内訳書を作成してください。
110	41	第3章	3.	(2)	キ.	(イ)	a.		透視図	基本設計及び実施設計それぞれ透視図鳥瞰2、外観4内観10カット提出とありますが各様式サイズをご教示ください。	A 2判サイズ以上としてください。
111	45	第3章	3.	(4)	イ.	(ウ)			施工業務範囲	「施設整備の実施に伴い発生する電気引き込み負担金・給水負担金、給水加入金及び下水道負担金等の各種負担金は、受注者負担とする」とありますが、既存の負担金との差額を負担するということではよろしいでしょうか。 その場合、現況の負担金をご提示いただけないでしょうか。	現況（既存）の負担金はありません。新たに電気や給排水を引き込むに当たって必要となる負担金を想定しています。 電気については、受電引込線の更改の際に、関西電力送配電(株)と協議してください。なお、入札公告時に示す別添資料1 2に追記します。 給水については奈良県広域水道企業団と、排水については大和郡山市下水道推進課と協議してください。
112	48	第3章	3.	(4)	ウ.	(ス)			完成図の作成	p46 (カ)b では「建築」、「電気設備」、「空気調和設備」、「給排水衛生設備」、「解体」、「外構」、「昇降機設備」及び「土木」の区分」とされていますが、p48(ス)では、空気調和設備、給排水衛生設備の区分がありません。機械設備に含まれると理解してよいのでしょうか	ご理解のとおりです。
113	50	第3章	3.	(4)	ウ.	(ツ)	a.		電波障害対策工事	「施設整備に伴い、周辺住宅への電波障害が発生した場合は、県に報告を行うとともに従前の状態まで復旧させ、建物完成迄に全ての補償を行うこと」とありますが、現時点で電波障害の発生範囲や補償の全容を予測することはできません。 電波障害の事前調査までを見込むものとし、実際に発生した電波障害対策費用は別途清算としてよろしいでしょうか。 また、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない電波障害につきましては、発注者様のご負担としていただけますでしょうか？	電波障害対策について、新施設の机上調査のみを本事業内で実施する方向で検討します。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。また、机上調査の結果、新施設の実地調査及び対策が必要となった場合、個別の事象によって協議を想定しています。なお、新施設の建設工事のための仮設物（クレーンなど）による電波障害が発生した場合の対策は本事業で実施してください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
114	50	第3章	3.	(4)	ウ.	(テ)	a.		工事現場の管理等	(テ) 工事現場の管理等で、「現場職員を1名以上常駐させ」との記載がありますが、工事をしていない夜間や休日には常駐する必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、別添資料19で調査業務の実施が施工者となっていますが、調査業務については現場職員の常駐は除外と考えてよろしいでしょうか。	前段については、現時点では、夜間・休日は常駐不要と考えています。ただし、有事の際には連絡を取れるとともに、現地対応可能な体制の確保をお願いします。後段については、お見込みのとおりです。
115	51	第3章	3.	(5)					解体業務に関する要求事項	解体建物全ての建物の既設図面（建築、構造、設備）は提供いただけるのでしょうか。	参考資料2のとおりです。なお、既存ガス配管図を入札公告時に示す参考資料6に追加します。
116	51	第3章	3.	(5)					解体業務に関する要求事項	解体業務の積算は官積算まで不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施設計図書に基づく数量積算を行い、公共建築工事内訳書標準書式に準拠した工事費内訳書を作成してください。
117	51	第3章	3.	(5)	エ.	(ア)			石綿含有建材及び特別管理廃棄物等の適切な処理について	アスベスト調査の検体数をご教示ください。	全数調査については、参考資料2を基に目視調査等のうえ、検体数を決定してください。撤去処分等の数量等については、別添資料28のとおり見込んでください。全数調査の結果、数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
118	52	第3章	3.	(5)	エ.	(ア)			石綿含有建材及び特別管理廃棄物等の適切な処理について	石綿含有建材について、調査により図面から想定することができないものが発見された場合は、その処理費用は追加変更工事として請負金増額を認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	全数調査の結果、数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
119	52	第3章	3.	(5)	エ.	(ア)			石綿含有建材及び特別管理廃棄物等の適切な処理について	解体作業に向けたアスベスト事前調査、及びアスベスト対応費用については、量が決まっても状況によって変動が大きいことから、PCBと同様に別途県負担として頂きたく存じます。	全数調査の結果、数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
120	56	第3章	3.	(5)	オ.				解体業務における留意事項	①法令に従って解体工事は行いますが、生鮮食品を扱う施設を考慮して特別な仮設の想定が必要でしょうか。また、市場関係者より要望がございますでしょうか。	前段については、市場を運営しながらの解体となるため、市場の休場日以外は、市場関係者が運営されている時間帯（夜間から朝方）は特に注意を払って工事を実施してください。後段については、過大な対策は意図しませんが、生鮮食品を扱う施設に隣接することに配慮した、ほこり、振動、騒音対策を実施してください。
121	57	第3章	3.	(6)	ア.	(イ)			移転業務に関する基本事項	移転業務の対象は、「別添資料20 備品リスト」に記載のもののみとし、これ以外の移転に要する費用は別途としてよろしいでしょうか。	個別の事象によって協議を想定しています。
122	57	第3章	3.	(6)	イ.				移転業務範囲	市場関係者分については、b. 既存施設→仮設建築物等の場合のみ、○：受注者負担（梱包材の準備及び物品等の移転） となっていますが、青果、鮮魚等の冷蔵・冷凍品は除くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	63	第3章	3.	(6)	オ.	(エ)			仮設建築物等の設備等設置工事	「市場関係者等が既存施設と同等の業務及び営業が可能な計画とすること。」とされており、他にも同様の記載がされている箇所が複数ありますが、仮設建築物のため、全くの同等ということは難しいことから、既存施設で行っていた業務や営業にできる限り近い状況にして、大きな支障がで内容にしていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、対象となる事業者との協議事項です。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
124	63	第3章	3.	(7)	イ.				備品調達・処分業務範囲	備品処分が受注者の業務範囲となっていますが、産廃処理について無資格であるJVもしくはSPCが、廃棄物処理に関して貴県と委託契約を締結し、さらに有資格業者と再委託契約を締結することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」十二条や十四条等に抵触しないのでしょうか。廃掃法の関係で受注者では処分できない範囲ではないかと考えますので、ご検討・ご確認をお願いいたします。	ご指摘のとおり廃掃法の関係で受注者では処分できないため、備品処分を受注者の業務範囲から外す方向で検討します。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
125	63	第3章	3.	(7)	イ.				備品調達・処分業務範囲	備品処分の業務対象について、「県管理事務所、県中央卸売市場再整備推進室及び県食品衛生検査所」となっていますが、市場関係者の備品処分は対象外と考えてよろしいでしょうか。 また、市場関係者が処分すべき「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び特定家庭用機器再商品化法」に該当する備品が残置された場合や、過去に退去済みの諸室に残置された備品、所有者不明で残置された備品等は誰が処分（責任・費用負担含む）するのでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、残置された備品は県が処分します。
126	66	第3章	3.	(8)	ウ.	(ウ)			県への新施設の引越し	「県が行う新施設の保存登記等にあたり必要な支援を、受注者の責任にて行うこと」とありますが、保存登記に必要な図面等の添付書類の作成程度とし、登記申請書類の作成や諸手数料は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	66	第3章	3.	(8)	ウ.	(エ)			開業準備への協力	「完成式典までに市場施設のパンフレットやリーフレット等（電子データを含む）を作成すること」とありますが、パンフレットに利用する図面や写真データ類の提供程度とし、パンフレットの原稿作成や印刷は別途と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
128	66	第3章	3.	(8)	ウ.	(エ)			開業準備への協力	(エ) 開業準備への協力の中で「完成式典」の記載がありますが、「完成式典」はすべての解体工事等が完了した後ではなく、市場棟、管理関連棟等が稼働する際（参考ステップ7時点：解体工事及び大屋根2期工事前）に行う予定と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
129	66	第3章	3.	(8)	ウ.	(エ)			開業準備への協力	(エ) 開業準備への協力とありますが、内容次第では業務費に盛込む必要があると考えていますので、より詳細な協力業務があればご教示願います。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
130	66	第3章	3.	(8)	ウ.	(エ)			開業準備への協力	市場施設のパンフレットやリーフレット等を作成することとありますが、どの程度の物を何部想定されてますでしょうか。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
131	66	第3章	3.	(8)	ウ.	(エ)			開業準備への協力	市場施設へのパンフレットやリーフレットについて、本事業は奈良県においてもかなりの事業規模であると認識しておりますが何部作成することをイメージされておりますか。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
132	67	第4章	1.	(6)					地域経済・社会への貢献	「地元の雇用機会の創出、地域経済の活性化、周辺地域との連携を図ること。また、県産品の積極的活用や物品調達などの取り組みに努めること」とありますが、総事業費の〇〇%以上は県内企業に発注することなど具体的な目標値は課されるのでしょうか。もし、課されるのであればできるだけ早めにご提示をお願いします。	目標値を設定することは現時点では想定していませんが、最終的には入札公告時に提示します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
133	68	第4章	2.	(2)	カ.				施設配置計画	「別途事業における水産物部冷蔵庫又は冷蔵庫配置スペースに市場事業者が整備する青果仲卸冷蔵庫」に移転するものとする」とありますが、水産物部冷蔵庫と青果仲卸冷蔵庫は本工事での整備対象ではなく、いずれも別途工事となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	69	第4章	2.	(4)	ク.				動線計画	見学者エリアは必須でしょうか。	お見込みのとおりです。
135	69	第4章	2.	(4)	ケ.				動線計画	車両が原則往来できないようフェンス等で分離する計画とありますが、両エリアの親和性を高めるために制限を掛けないでいただきたく要望します。	要求水準書（案）のとおりとします。
136	70	第4章	2.	(7)					施設維持管理に配慮した設計	現在の施設の光熱水費をいただくことは可能でしょうか。（直近5年程度）	電気については、令和5年度実績を入札公告時に示す要求水準書に追記します。水道については、市場事業者分と県使用分とに区分して令和5年度実績を提示しています。ガスについては、各市場関係者とガス供給会社との個別契約のため消費量は把握しておりません。なお、既存ガス配管図を入札公告時に示す参考資料6に追加します。
137	70	第4章	2.	(8)	ア.				持続可能な施設に配慮した計画	「時代の変化に対応可能な施設計画（諸室等）とすること。」などの記載がなされていますが、想定が困難な内容であるため、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	将来的に可変可能な間仕切壁等を想定しています。具体的には、仲卸店舗の区画の変更（2区画⇒1区画）等です。
138	70	第4章	2.	(8)	ア.				持続可能な施設に配慮した計画	なお、諸室の間仕切り等については、構造材とせず、容易に変更できる仕様とすること。とされていますが、防火区画との整合性について各施設ごとの考え方をご教示いただければと思います。	法的に求められる耐火性能との整合性については、受注者において判断して下さい。
139	71	第4章	2.	(10)	イ.				既存水路改修工事	別途工事として頂きたい。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
140	71	第4章	2.	(10)	イ.				既存水路改修工事	本事業に既存水路改修が含まれていますが、本水路は雨水の排水路であり、農業用水路等ではないと考えてよいでしょうか。また、本水路について、特段の利害関係者等はないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、農業用水路と雨水排水水路の役割を兼ねています。また、一部は灌漑用水路（東側の用水路）です。後段については、水路管理者は県ですが、工期等について下流側及び灌漑用水路を利用している土地改良区との協議は必要です。
141	71	第4章	2.	(10)	イ.				既存水路改修工事	既存水路の改修工事は、関係する水利の方や農地以外に利用されている方もいるので、水路を改修する際には、時期、仮設・施工方法を調整する必要があり、集中豪雨などに備えた仮設水路を考える必要があり、費用、工期の面でリスクが高く感じられる。既存水路は触らず、市場敷地内の排水は別ルートで計画することは可能でしょうか。または別途工事として頂けないでしょうか。	前段については、本事業では既存水路を更新して改修することを目的としているため、別ルートで計画することは不可とします。後段については、現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
142	71	第4章	2.	(10)	イ.				既存水路改修工事	既存水路の全面改修について、本工事は近隣住民への影響を物理的に避けようがなく、受注者の責任において近隣住民に対し理解を得るように努めることはあまりに負担が過大である。本事業の範囲対象外として頂きたい。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
143	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(1/10) 青果卸売場について 電動重量シャッター＋高速シートシャッターの有効高さ4 m程度と記載がありますが、どういう理由でこの高さ要求となったのでしょうか。	市場事業者との協議結果です。フォークリフトに荷物を載せた状態で出入りできる高さを設定しています。
144	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(1/10) 青果卸売場について 仲卸売場との境界、卸売業者ごとに2分する卸売場の境界にそれぞれ不燃糸入りビニールカーテンの設置と記載がありますが、具体的な高さをご指示下さい。	別添資料18-2に記載の青果卸売場の天井高さと同程度としてください。
145	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(2/10) 青果仲卸オープン店舗について 電動重量シャッター＋高速シートシャッターの有効高さは天井高程度と記載がありますが、具体的な天井高さのご指示下さい。	別添資料18-2のとおりです。
146	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4/10) 水産卸売場について 電動重量シャッター＋高速シートシャッターの有効高さ4 m程度と記載がありますが、どういう理由でこの高さ要求となったのでしょうか。	市場事業者との協議結果です。フォークリフトに荷物を載せた状態で出入りできる高さを設定しています。
147	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4/10) 水産卸売場：荷卸所について 電動重量シャッター＋高速シートシャッターの有効幅6 m程度と記載がありますが、どういう理由でこの幅の要求となったのでしょうか。	市場事業者との協議結果です。活魚車用の荷卸所と水産卸売場と建具は活魚車を横付けできるよう、シャッター開口幅は柱スパンの中で出来るだけ大きく確保したいと考えています。
148	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4/10) 水産卸売場について 仲卸売場との境界、卸売業者ごとに2分する卸売場の境界にそれぞれ不燃糸入りビニールカーテンの設置と記載がありますが、具体的な高さをご指示下さい。	別添資料18-2に記載の水産卸売場の天井高さと同程度としてください。
149	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4/10) 水産仲卸個別店舗、個別区画の面積について 約40㎡×21.5店舗とありますが、 約40㎡×21店舗、約20㎡×1店舗と読み替えてよろしいでしょうか。	店舗の配置は未定ですので、将来的な配置決定に向けて、40㎡×21.5店舗と記載しています。なお、実際の個別店舗の面積内訳は、20㎡×3区画、40㎡×10区画、80㎡×5区画ですので、将来的に配置が可能な計画としてください。
150	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4/10) 水産加工場：鮮魚、個別区画の面積について 約50㎡×13.5店舗とありますが、 約50㎡×13店舗、約25㎡×1店舗と読み替えてよろしいでしょうか。	加工場の配置は未定ですので、将来的な配置決定に向けて、約50㎡×13.5区画と記載しています。なお、実際の加工場の面積内訳は、200㎡×2区画、100㎡×2区画、50㎡×4区画、20㎡×1区画ですので、将来的に配置が可能な計画としてください。
151	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4/10) 水産加工場：塩干、個別区画の面積について 約50㎡×3店舗とありますが、 別添資料2 イメージ図では、約50㎡×4店舗になっています。どちらが正しいでしょうか。	別添資料2の水産加工場①②の区画数の合計は16.5区画になり別添資料18-1と整合しています。配置は未定ですので、将来的に配置が可能な計画としてください。
152	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(4.5/10) 水産仲卸について 電動重量シャッター＋高速シートシャッターの有効高さは天井高程度と記載がありますが、具体的な天井高さのご指示下さい。	別添資料18-2のとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
153	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(5/10) 水産仲卸:水槽置場について 電動重量シャッター+高速シートシャッターの有効幅6m以上と記載がありますが、どういう理由でこの幅の要求となったのでしょうか。	市場事業者との協議結果です。水槽置き場の建具は25t水槽車を横付けできるよう、シャッター開口幅は柱スパンの中で出来るだけ大きく確保したいと考えています。
154	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(5/10) 水産買出人・買参人積込所、個別区画の面積について 記載がありませんが、面積をご指示下さい。	水産東側積込所及び南側積込所において、仲卸積込所の占有面積1325㎡を確保したうえで、買出人・買参人積込所の面積は183㎡以上としてください。また、屋根/庇奥行きは有効9m以上としてください。
155	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(8/10) 管理事務所:管理事務所車庫/平面倉庫について 配置は、管理関連棟ではなく、「廃棄物集積場 平面ゾーニングイメージ」の通り、廃棄物集積場に配置するものと考えてよいでしょうか。また、図面には「管理事務所倉庫」とありますが、「管理事務支所車庫/平面倉庫」の間違いではないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、ご指摘いただいている内容について「管理事務”支”所車庫/平面倉庫」ではなく「管理事務所車庫/平面倉庫」です。
156	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(9/10) 特高受変電室:発電機室について 階は2階の要求となっていますが、3階でもよいでしょうか。	発電機室は3階を想定しています。入札公告時に示す別添資料18-1を修正します。
157	72	第4章	3.	(1)					各機能及び規模	別添資料18-1(10/10)その他について 駐輪場-1・2、バイク置場-1・2には屋根が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）P.106に記載があります。
158	72	第4章	3.	(1)					建築物の省エネ性能	『ZEB Readyの取得を目標とすること。』となっていますが、取得は必須ではなく事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	73	第4章	3.	(1)					大規模改修	排水機場についての要求事項の記載がありますが、大規模改修の設計業務も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	73	第4章	3.	(1)					大規模改修	排水機場についての要求事項の記載がありますが、この大規模改修工事は建築の業務範囲でしょうか、それとも土木の業務範囲でしょうか。どちらに含まれるかによって、設計や工事監理を担当する企業の業務内容が変わってきますのでご教授をお願いいたします。	排水機場の建物部分は建築、排水ポンプの更新に伴う電気計装設備の更新は電気設備、排水ポンプの更新は機械設備です。
161	74	第4章	3.	(1)					発生材の処理	「工事により発生する廃材等について、可能なものについては、積極的に再使用又は再生利用を図ること。」とありますが、杭・柱状改良残土の自ら利用についてはできるものと考えてよろしいでしょうか。	建設発生土について、状態に応じて再使用又は再生利用可能ですが、協議により決定します。
162	75	第4章	3.	(2)					外部建具	「ガイドレール、まぐさ:ＳＵＳ製とすること。」とありますが、座板はスチール製と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおり、設置箇所や求められる性能に応じた仕様としてください。
163	79	第4章	4.	(2)	オ.				準拠規準	「建築構造設計基準の資料」に記載のある大地震時の変形制限は、部材断面増によるコスト増を考慮して、地震応答解析等によらず、保有水平耐力算定時の層間変形角に置換えてよろしいですか。	「建築構造設計基準の資料」に記載のとおりとします。ただし、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震安全性の分類がⅢ類であることも考慮した上で、「建築構造設計基準の資料」の「5. 2. 1 大地震動時の変形制限」、(1)内の「ただし書き」に記載のあるとおり、過度に耐力が増大し、部材断面増やコスト増につながることはないよう合理的な計画としてください。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
164	81	第4章	5.	(1)	イ.	(ア)			環境性	省資源の観点から露出配管は無塗装仕様と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
165	81	第4章	5.	(1)	ウ.	(イ)			経済性・維持管理性	コスト削減の観点から将来の拡張性への配慮はカットした提案をさせて頂けるとの認識で良いでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
166	82	第4章	5.	(1)	オ.	(ウ)			その他与件	停電可能日は原則年次点検(年1日) および場内休業日とし、日程は県と協議するというように記載されています。まだ、切替計画などは未定かと思いますが、連続で何日間ほどの停電をいただくことが可能でしょうか。	年次点検（2月）は、7時間程度の停電を実施しています。停電実施日が年次点検月でない場合は、場内休業日とし、日程は協議により決定します。
167	82	第4章	5.	(1)	オ.	(ウ)			その他与件	工期短縮はコスト削減の要であることから、市場機能に影響を抑えた上で原則的にローリング施設別に自由に設定できるように変更して頂きたいと望みます。	年次点検（2月）は、7時間程度の停電を実施しています。停電実施日が年次点検月でない場合は、場内休業日とし、日程は協議により決定します。
168	82	第4章	5.	(2)	ア.	(ア)			電力引込設備	コスト削減の観点からあくまで性能発注として地中埋設管などの制約は設けないで頂きたいと要望します。	要求水準書（案）のとおりとします。
169	82	第4章	5.	(2)	ア.	(イ)			通信引込設備	コスト削減の観点からあくまで性能発注として地中埋設管などの制約は設けないで頂きたいと要望します。	要求水準書（案）のとおりとします。
170	83	第4章	5.	(2)	ウ.	(ア)			特高受変電設備	特高受変電設備において、特高変圧器2台の構成になるものと考えますが、この場合、1台が故障した場合でも、別の1台で市場の電力をすべて賄える容量を見込むという考えでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	83	第4章	5.	(2)	ウ.	(ア)	c.		特高受変電設備	常時線、予備選の電源切替時は無停電で対応可能なものとする、とは技術的に対応可能な範囲でと考えてよろしいでしょうか。また具体的な数値(無停電の時間)等あれば御指示下さい。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、既存受電方式が2CB（平行2回線受電方式）であり、改修の想定はこの方式です。具体的には、電源切替時において、瞬時停電または、数秒の短時間停電を想定しています。
172	83	第4章	5.	(2)	ウ.	(イ)	d.		高压受変電設備	別途事業である太陽光発電の容量はどの程度見込めばよろしいでしょうか。	屋上部で設置可能な範囲には最大限設置することを見込んでください。
173	83	第4章	5.	(2)	オ.	(ア)			非常用発電設備	コスト削減の観点から非常用発電設備は法令に準じた最低限のものに変更させていただき、太陽光発電等を活用する方針へBCPの変更を要望いたします。また、排水ポンプに係る部分は別事業としていただきたくことも要望いたします。	前段については、別添資料23のとおりです。後段については、現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
174	83	第4章	5.	(2)	オ.	(ア)			非常用発電設備	特別高压受変電室機能内に発電気室を設け、非常用発電機を設置し、・・・なお排水機場に設置されている非常用発電設備は撤去し、新設の非常用発電設備から排水機場へ電源供給する計画とすることと記載されていますが、この内容ですと新設する非常用発電機設備は新築する施設以上の容量を見込む必要があると考えます。そこで排水機場に関しては新設する非常用発電機とは別に既存と同等の機能を維持する計画をすること、と変更いただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
175	83	第4章	5.	(2)	オ.	(ア)			非常用発電設備	「また、商用電源停止時に、排水機場へ適切に電源供給を行う計画とすること。なお、排水機場に設置されている非常用発電設備は撤去し、新設の非常用発電設備から排水機場へ電源供給する計画とすること。排水ポンプ不稼働時は、その容量を他の機能維持等に利用可能な計画とすること。」との記載において、排水ポンプ稼働時は、一部負荷を停止する電源回路構成とすることで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。排水機場への供給を必須として、残りは市場運営が可能となるよう市場棟機能の電灯等への供給を想定しています。排水機場への供給が不要な際は、全てを市場棟機能等への供給としてください。
176	83	第4章	5.	(2)	オ.	(イ)			非常用発電設備	非常用発電機はBCP対応とし、900kVAを想定しているとのことですが、6.6kV級を1台と考えてよいでしょうか。また、接続先は特高受変電設備の特高変圧器2次母線系統と考えてよいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、排水機場への供給を必須として、残りは市場運営が可能となるよう市場棟機能の電灯等への供給を想定しています。排水機場への供給が不要な際は、全てを市場棟機能等への供給としてください。
177	84	第4章	5.	(2)	オ.	(イ)			非常用発電設備	市場エリアの商用電源停電時の電源確保を目的とし、発電機の容量は900kVA以上を想定しているとありますが、900kVAの負荷内訳についてご教示いただけますでしょうか。	排水機場への供給を必須として、残りは市場運営が可能となるよう市場棟機能の電灯等への供給を想定しています。排水機場への供給が不要な際は、全てを市場棟機能等への供給としてください。排水機場へ375kVA、市場棟機能等へ525kVA程度と想定しています。
178	86	第4章	5.	(2)	キ.	(オ)			動力設備	水準書案P86（オ）充電装置は、各種支払い機能に対応した料金徴収機能を搭載するものとし、外部委託可能な設備とすること。また、機種等の選定においては、料金徴収や維持管理性について考慮した計画とすること。とあるが、EV充電装置の利用者は一般来場者を想定しているか。もしくは市場職員を想定してるか。（料金徴収機能で料金を徴収される対象を確認したいもの。） またトラック用の充電設備にも料金徴収機能は必要か。必要な場合は料金の支払い者は出入りの仲卸業者を想定しているか。	前段については、一般来場者も含む幅広い利用者を想定しています。後段については、一般車両用及びEVトラック用とも各種支払い機能に対応した料金徴収機能を搭載するものであり、使用者（支払い者）は卸売業者、仲卸業者、関連事業者等の市場関係者を想定しています。
179	86	第4章	5.	(2)	コ.	(ア)			電力監視設備	コ.電力監視設備（ア）市場エリアの電気設備の監視や制御が可能な計画とすること。と記載がありますが、電気設備とは具体的に何を指すのかご教示いただけますでしょうか。	特高受変電設備及び高圧受変電設備を想定しています。
180	86	第4章	5.	(2)	コ.	(ア)			電力監視設備	コスト削減の観点から県管理室でも監視する必要は運営で対応して頂きたいと要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
181	87	第4章	5.	(3)					通信・情報設備	コスト削減の観点から性能発注として自由に提案に基づくものとして変更していただきたく要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
182	87	第4章	5.	(3)	イ.	(ア)	f.		一般事項	「イ.構内情報設備・（ア）一般事項 f.市場関係者の構内配線及び機器類は本事業対象外とする。」の記載について、県管理事務所等の構内配線及び機器類は本事業対象となりますでしょうか。対象となる配線及び機器類の系統はありますでしょうか。 上記仕様があればお教えください。	前段については、お見込みのとおりです。中段、後段について、系統及び仕様は要求水準書（案）のとおりとします。なお、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に準拠してください。
183	87	第4章	5.	(3)	イ.	(イ) (ウ)			県情報通信基礎整備設備,市況等 揭示設備	「イ.構内情報設備・（イ）県情報通信基礎整備設備 イ.構内情報設備・（ウ）市況等揭示設備」の記載について、仕様をご提示頂けますでしょうか。	仕様は要求水準書（案）のとおりとします。なお、詳細は協議により決定します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
184	87	第4章	5.	(3)	ウ.	(ア) (イ)			市場統合管理システム概要、市場統合管理システムの本事業での導入内容	「ウ. 市場統合管理システム設備・(ア) 市場統合管理システム概要」ウ. 市場統合管理システム設備・(イ) 市場統合管理システムの本事業での導入内容」の記載について、仕様をご提示頂けますでしょうか。	仕様は要求水準書（案）のとおりとします。なお、詳細は協議により決定します。
185	88	第4章	5.	(3)	ウ.	(イ)			市場統合管理システムの導入内容	市場統合管理システムの導入を計画しているとのことですが、この導入工事は、電気設備工事範囲外との認識でよろしいでしょうか。電気設備工事との工事区分をご教授ください。	導入工事は、電気設備工事範囲内です。なお、市場関係者が構築するシステム用の空配管は本事業で整備することを想定しています。
186	89	第4章	5.	(3)	ウ.	(イ)	c.		駐車場管理システム	「外部委託可能なシステムを計画すること」とあるが、A工事にて駐車場関連機器設置予定か	お見込みのとおりです。
187	89	第4章	5.	(3)	ウ.	(イ)	c.		駐車場管理システム	コスト削減の観点から性能発注として、仕様を落とした提案に基づくものとして変更していただきたく要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
188	90	第4章	5.	(3)	カ.	(ア)			トイレ呼出設備	「(ア) 施設内の安全性に配慮し、トイレ呼出設備を計画すること。呼出ボタンは全てのトイレに計画すること。」の記載について、呼出ボタンは、個室ブース毎に設置することで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	91	第4章	5.	(3)	ケ.	(オ)			監視カメラ設備	既存施設に設置されている監視カメラ（39台）については再使用を検討すること。と記載がありますが既設の監視カメラの仕様等をご教示いただけますでしょうか。	監視カメラの型式・台数は以下のとおりです。 パナソニック製 ：WV-S1550LNJ 26台 ：WV-SW316J 5台 ：WV-SPW631LTJ 6台 日本ビクター製：TK-S548 1台 日本セキュリティー機器販売製：NS-9015WMS 1台
190	91	第4章	5.	(3)	サ.				中央監視制御設備	コスト削減の観点から性能発注として、自由に提案に基づくものとして変更していただきたく要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
191	91	第4章	5.	(3)	サ.	(イ)			中央監視制御設備	中央監視制御設備は拡張性のあるシステムとし、市場統合管理システムと連系可能なシステムとすることとの記載がありますが、どのような内容とするのかご教授ください。	市場統合管理システムのうち市場関係者等情報管理システムとの連携を想定しており、市場関係者の駐車場利用状況、施設使用料及び光熱水使用量等の各データを一括して管理するとともに請求を確実かつ効率よく行うことが可能なシステムを計画してください。それ以上の連携については、提案を求めます。
192	91	第4章	5.	(4)	ア.	(イ)			排水機場設備	排水機場設備の更新により、商用電源停止時には非常用発電機から電源供給することのことですが、前述の900kVAの発電機から送電するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	91	第4章	5.	(4)	ア.	(イ)			排水機場設備	既存の排水機場があり、この建屋と設備を更新する考えかと思いますが、大規模改修工事期間中も既存の排水機場設備は稼働し、別位置に新排水機場設備が新設された後に、既存の設備を撤去する計画でしょうか。もしくは、大規模改修工事期間中は一旦稼働を休止させるのでしょうか。排水機場設備は重要な設備かと思うので、これの更新に伴う電気設備計画についてご教授ください。	前段・中段については、大規模改修工事は既存の位置にて更新を考えていることから、一旦稼働を休止させますが、降雨期を避けるとともに運転不能期間を極力短くしてください。後段については、要求水準書（案）のとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
194	92	第4章	5.	(4)	イ.	(ア)			太陽光発電設備	太陽光発電の計画があるとのことですが、各棟ごとにどれくらいの容量を想定されていますでしょうか。	想定している容量はありませんが、屋上部で設置可能な範囲には最大限設置することを見込んで下さい。
195	92	第4章	5.	(4)	イ.	(イ)			太陽光発電設備	太陽光発電の売電は不要と考えてよいでしょうか。	現時点では、市場敷地内で利用を想定しています。
196	92	第4章	6.						公共施設の要求水準（機械、EV）	コスト縮減の観点から性能発注として、自由に提案に基づくものとして変更していただきたく要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
197	93	第4章	6.	(1)	ウ.	(ウ)			安全性、災害時対応	機械設備の概要項目で耐震クラスAとの記載がありますが、電気設備の概要項目には耐震クラスが記載されていません。機械設備同様、耐震クラスAと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	93	第4章	6.	(1)	ウ.	(カ)			安全性、災害時対応	インフラ途絶時にも給排水機能を確保すると記載がありますが、インフラ途絶時とは公共上水、公共下水の供給が停止した状態と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	94	第4章	6.	(1)	ウ.	(セ)			安全性、災害時対応	発災から 72 時間分の給水設備機能を維持する計画とするとありますが、発災後は使用エリアを限定し、日給水量を低減した運用を行う前提で考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
200	94	第4章	6.	(1)	ウ.	(セ)			安全性、災害時対応	「発災から72時間分の給水設備機能を維持する計画とすること」について、市場での避難想定人員はどの程度でしょうか。	避難ではなく、最低限の市場運営の継続を想定しています。
201	97	第4章	6.	(3)	イ.				設計条件	「別添資料17 工事施工区分表（建築、設備）」にて特殊排気と記載がありますが、○部△部それぞれ排気量はどの程度になるかご指示いただけますでしょうか。 脱臭フィルター等の判断のため、どのような排気の種別かもご指示いただけますでしょうか。	排気量及び脱臭フィルター等の有無は参考資料で提供している備品や諸室の仕様を考慮のうえ、受注者において提案してください。
202	97	第4章	6.	(3)	イ.				設計条件	「別添資料17 工事施工区分表（建築、設備）」の食品衛生検査所について清浄度の条件があればご指示いただけますでしょうか。	清浄度の条件はありません。
203	98	第4章	6.	(3)	エ.	(ウ)			空調機器	24時間運用の諸室に関しては、機器故障時や停電時等を考慮とありますが、電気室やサーバー室以外で24時間運用の室はございますでしょうか。	中央監視室・宿直室及び守衛所1が該当します、なお、施設計画により防災センターが必要となった場合は、防災センターも該当します。
204	99	第4章	6.	(4)					給排水衛生設備	各商店・店舗への光熱水費についてはメーター設置ではなく、使用量による料金按分と考えてよろしいでしょうか。	各占有部にメーターを設置する想定です。
205	100	第4章	6.	(4)	ウ.	(ア)			給水設備	給水設備で「現在の地下水を浄化する方式から公営水道を利用する方式へ変更すること。」とありますが、現在の地下水浄化にかかるランニングコストをお教えください。（比較検討のため）	公営水道を使用する方針で決定しているため、比較検討は不要です。
206	101	第4章	6.	(4)					給排水衛生設備	各棟の電力、水道、ガスの消費量をご教示いただけますでしょうか。	回答No. 136のとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
207	101	第4章	6.	(4)	オ.	(エ)			排水設備	水産物部や加工場等から排出される高負荷（魚の血合い等が混入された）な排水は、単独系統とし、大和郡山市の下水道排出基準を満たした上で公共下水道へ放流する計画とすることありますが、現状の排水処理方法についてご教示いただけますでしょうか。	現状、排水処理施設はありません。
208	102	第4章	6.	(4)	カ.				ガス設備	コスト削減の観点からガスを使用する市場関係者は限られることからプロパンガス対応で検討することは可能でしょうか。	プロパンガス対応で検討することは不可とし、要求水準書（案）のとおりとします。
209	102	第4章	6.	(4)	ク.				排水機場機械設備	別途工事として頂きたい。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
210	102	第4章	6.	(4)	ク.				排水機場機械設備	本市場が開場しこれまでに何度か排水ポンプが更新されているかと存じますが、今回において受注者の責任にて更新工事を行う場合、施工できる業者に限りがあるため事業費圧迫に繋がります。事業対象外として頂きたいです。	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
211	102	第4章	6.	(4)	ク.				排水機場機械設備	既存機器仕様に準じて更新工事となっていますが、近年の集中豪雨や近隣からの治水対策の要望など、能力アップが予想されるため、別途工事とすることはできませんか？	現時点では、要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料を確認してください。
212	103	第4章	6.	(5)					昇降機設備	備考欄の記載がある衛生検査所の検査機器、特高電気室への機器搬出入について、想定サイズがあればご教授願います。	特高電気室については、搬入機器の想定サイズはありません。 衛生検査所については、「別添資料20 備品リスト」2-③の「移転」欄に「○※」と表示している備品が、現在使用している検査機器等です。検査機器等は再整備にあたり新規調達する可能性がありますが、参考としてください。
213	105	第4章	7.	(1)					建築基準法上の道路（道路位置指定）	現在の中央卸売市場敷地内には、北側地区で実施されたようなCBR試験の試験結果がありませんが、実施される予定はありますでしょうか。無い場合、受注者で実施するのでしょうか。	現時点で実施する予定はありません。設計、施工に必要な調査を受注者にて実施して下さい。
214	105	第4章	7.	(1)					建築基準法上の道路（道路位置指定）	「将来的に必要なとなる渋滞対策等を踏まえて計画すること」とありますが、この渋滞対策とは「3号進入路交差点」の対策という理解でよろしいでしょうか。	市場関係者や賑わいエリア利用者が本事業用地を出入りすることに伴って必要となる国道25号及び県道193号における渋滞対策を想定しています。
215	105	第4章	7.	(1)					駐車場	要求水準に「敷地内に可能な限り駐車台数を確保すること」とありますが、敷地範囲がわかる用地測量の成果は提供していただけるのでしょうか。	CADデータを入札公告時に示す別添資料2に追加します。
216	105	第4章	7.	(1)					駐車場	参考資料3. 現況測量図のうち、「R4北側地区測量業務委託」の成果品にNO.8～NO.10の横断面図が含まれていませんが、提供していただけるのでしょうか。	当該横断面図を入札公告時に示す参考資料3に追加します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
217	105	第4章	7.	(1)					駐車場	卸売市場運用の観点から、舗装は雨水浸透対策に有効な、浸透性舗装（目の粗い浸透性のもの）の採用を考える事が可能でしょうか。また、食品を扱う施設の観点から、駐車場に雨水を貯めるオンサイト貯留を考える事は可能でしょうか。	前段については、市場敷地は大型車両が頻繁に通行するため、耐久性の観点から浸透性舗装は採用しないことを想定しています。後段については、現市場敷地の雨水については排水機場において佐保川へ排水しており、雨水貯留浸透施設の設置を求められていません。
218	106	第4章	7.	(1)					駐車場	一般車とは、市場関係者が使用する車か、市場関係者以外の一般者が使用する車か、どのような対象を想定されていますか。普通自動車とありますが、普通自動車は、道路運送車両法、道路交通法、いずれの普通自動車でしょうか	前段については、市場関係者が使用する車を想定しています。後段については、道路交通法の普通自動車を想定しています。
219	106	第4章	7.	(1)					守衛所	コスト縮減の観点から監視カメラやゲートが設置されることから有人での警備は不要となることから、守衛所は設置しない提案を検討させていただきたく要望いたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
220	107	第4章	7.	(1)					既存水路改修	水路の全面改修について、工事中の近隣や水利への影響を考慮した場合、非常にリスクが高いように思えます。既存水路へ流入する水の負担を減らすなど、既存水路を残す方法を敷地内で検討または提案することは可能でしょうか？または別途工事とすることはできませんか？	前段については、現時点では、既存水路を残す方法を敷地内で検討または提案を求めることは想定していません。後段については、現時点では要求水準書（案）のとおりです。最終的な条件は入札公告時に示す資料で確認してください。
221	109	第4章	8.						特別管理産業廃棄物の処理等	アスベストレベル3の天井材について、天井材のアスベスト含有調査は未調査となっておりみなし撤去数量が記載されていますが、現地調査での数量変更のリスクが高いため、今後調査を実施し数量を確定される予定はありませんか？	全数調査の結果、数量が変更となった場合、その費用は別途協議とします。
222		別添資料	8						ローリング計画図・工事中の動線計画図	仮に貴県が想定されているステップで工事をした場合ですが、ステップ6について第1期工事完了の際は【新市場棟は仮使用】となるのでしょうか。又は、正式な引渡しで宜しいでしょうか。瑕疵担保責任や工事保証の開始時期に関係し、仮使用となると責任の区分が困難になりがちですので、できれば引渡しとさせていただきたいと考えます。	ステップ6において、新市場棟及び大屋根1期工事完了の際は、引渡しを想定しています。
223		別添資料	8						ローリング計画図・工事中の動線計画図	ローリング計画をご検討の際には仮設計画も検討したうえでローリング計画をつくられていると思います。参考資料として貴県がお考えの総合工程表を提供していただけないでしょうか。現状を理解し、さらにブラッシュアップさせた提案を検討するためにも非常に重要な参考資料となりますので、よろしくお願いいたします。	入札公告時に提示します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	a.	(a)	項目名	質問内容	回答
224		別添資料	8						ローリング計画図・工事中の動線計画図 STEP2	以下の2つの工事の申請について確認です。 要求水準書P4 (a) 市場棟、管理関連棟及び廃棄物集積所等の建設工事 (h) 建築基準法上の道路（道路位置指定）整備工事（排水機場より南側） 別添資料8のSTEP2において、（a）の内、管理関連棟、冷蔵庫配置スペース（以下、（a）の一部という。）と、(h)が、同時に建設中となっています。 （h）の工事が完了、特定行政庁の指定が済んでいない段階で、（a）の一部について、工事着手しているため、（a）の一部に関する建築確認の確認済証が下りている前提と思われます。 その際の建築確認申請の対象は、（a）の一部（管理関連棟、冷蔵庫配置スペース）であり、分棟として申請する想定でよろしいでしょうか。 またその際の建築基準法上の接道条件は、3号進入路（県道193号）における接道により申請するという理解でよろしいでしょうか。	「分棟」の意味が同一敷地内に用途上不可分な建物を2棟新築するということであれば、お見込みのとおりです。また、接道についてもご理解のとおりです。
225		別添資料	8						ローリング計画図・工事中の動線計画図 STEP4	以下の2つの工事の申請について確認です。 要求水準書P4 (b) 市場事業者施設（水産物部冷蔵庫等）整備等に伴う工事 (h) 建築基準法上の道路（道路位置指定）整備工事（排水機場より南側） 別添資料8のSTEP4において、（h）の特定行政庁による道路位置指定がされるのと同時に、（b）の工事を完了させて、その後、県が（b）に伴う上物施設（水産物部冷蔵庫）の建築確認申請（別途）及び新築工事（別途）に着手する想定でよろしいでしょうか。	水産物部冷蔵庫の建築確認申請時には建築基準法上の道路の指定がなされ、当該施設の接道となるよう計画してください。 また、水産物部冷蔵庫の確認申請の申請者は県ではなく、市場関係者を想定しています。
226		別添資料	8						ローリング計画図・工事中の動線計画図 STEP9	以下の2つの工事の申請について確認です。 要求水準書P4 (c) 排水機場大規模改修工事及び排水ポンプ更新工事 (h) 建築基準法上の道路（道路位置指定）整備工事（排水機場より南側） 別添資料8のSTEP9において、（h）の北側に残された未整備の延伸部分について、特定行政庁による道路位置指定がされた後、（c）の上物施設（排水機場）の分棟の建築確認申請（大規模改修）及び設備の更新工事（排水ポンプの更新）に着手する想定でよろしいでしょうか。 またこの場合、（c）の上物施設（排水機場）の分棟の建築確認申請（大規模改修）は必要でしょうか。	排水機場大規模改修工事及び排水ポンプ更新工事は、大規模の修繕及び大規模の模様替に該当しないため建築確認申請は不要の想定です。 また、現時点では、本事業範囲外の位置指定道路については本事業完了後の整備となることを想定しています。
227		別添資料	24						インフラ整備計画（給排水、ガス、電気）	インフラ整備計画（給排水、ガス、電気）がありますが、インフラの経路を賑わいエリア工事に影響が出ない市場エリアとの境界付近の賑わいエリア側に計画する提案は協議にのっていただけるでしょうか。	県の想定では、別添資料24のとおりとしますが、提案を妨げるものではありません。ご提案の内容が要求水準書（案）を満たすかどうか判断が難しい場合は、VE提案してください。
228		参考資料	7						道路計画説明図	(h) 建築基準法上の道路（道路位置指定）整備工事（排水機場より南側）については、排水機場より南側のみ、本事業の整備対象であり、排水機場より北側については、賑わいエリアの整備時に合わせて整備される別途工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。